

消費税の非課税取引

今回は消費税の課税の対象について説明しました。今回は消費税の非課税取引について説明します。

消費税はモノの消費に対して間接的に税負担を課す仕組みになっています。

消費税が課される取引は原則として国内におけるすべての財貨・サービスの販売・提供及び貨物の輸入とされていますが、これらの取引の中には消費という性格になじまない取引もあります。また、社会政策的

な配慮から消費税を課税しないこととされているものもあり、これらの取引が非課税取引とされています。

《消費税の非課税取引》

① 消費税の性格上、課税することになじまないもの

② 社会政策的な配慮に基づくもの

尚、非課税取引は、消費全般に広く負担を求めるといふこの税の性格上、極めて限定されており、整理すると以下ようになります

「消費税の性格上、課税することになじまないもの」は、土地や有価証券のように基本的にそのものの価値が減少することなく消費されるものではないと考えられるものに関する取引や、国や地方公共団体が行う取引が該当します。

「社会政策的な配慮に基づくもの」は人間の生死や生活の中の住居や教育、医療に関する取引が該当します。

上記非課税取引に該当するかどうかの判断によって、消費税の納税義務者の判定に影響を及ぼしますので、場合によっては消費税の納税義務があるか、ないかが違ってきます。

また、売上げ面では課税売上に影響がありますので、消費税の納税額が変動しますし、仕入れ面においても課税売上割合に影響を及ぼします。

課税取引であるのか、非課税取引であるのかの判定は、様々な影響を及ぼす可能性がありますので慎重に判断する必要があります。

区分	取引内容	例外(課税)
消費税の性格上、課税することになじまないもの	土地の譲渡・貸付け	駐車場の貸付は課税
	有価証券等・支払い手段の譲渡	ゴルフ会員権の譲渡は課税
	利子に対価とする貸付金等	
	郵便切手類の譲渡	
	物品切手等の譲渡	
	国等の手数料	
社会政策的な配慮に基づくもの	外国為替業務に係る役務の提供	
	医療の給付等	入院の差額ベッド代は課税
	介護保険サービス・社会福祉事業等	
	助産	人工中絶費用は課税
	埋葬料・火葬料	
	身体障害者物品の譲渡・貸付等	厚労大臣が指定したもの以外は課税
	学校教育	専門学校・学習塾は課税
	教科用図書の譲渡	参考書・問題集は課税
	住宅の貸付け	1ヵ月未満の貸付けは課税